

障害者スポーツの過去、現在、未来

藤田 紀 昭

1. はじめに

2011年のスポーツ基本法施行、2013年のオリンピック・パラリンピック東京開催決定以降、障害者スポーツの世界は特に制度面において、急激な変化の最中にある。国の管轄する障害者スポーツに関わる事業の多くが厚生労働省から文部科学省に移管されたり、スポーツ関連の様々な行事で、これまで触れられることがなかった障害者スポーツが注目を集めているのはその証左である。一方で、特別支援学校や障害者施設など教育や福祉の現場で実施されている運動やスポーツ、レクリエーションの内容や指導方法はこれまでと比較してそれほど大きく変わったということはない。

本稿では我が国の障害者スポーツのこれまでの歴史と現状について触れ、障害者スポーツの振興の課題について述べる。その後に障害者スポーツの社会科学研究の動向にふれ、今後の研究課題について述べる。

2. わが国の障害者スポーツの歴史

—5つの時代区分とその特徴— (図1参照)

国内での障害者スポーツの変遷を説明するために便宜的に5つの期間に区分してその特徴を述べる。区分は障害者スポーツに関する主な事象、障害者スポーツ関連の組織や大会開催の状況、障害者スポーツ施設の設置、指導者養成、競技記録の変遷、新聞報道、法律等を手がかりに総合的に判断した。

第1期は障害者スポーツ振興のための基礎となる組織が形成される1975(昭和50)年までの期

間。第2期は各種競技大会が開催されるようになる1976(昭和51)年から1990(平成2)年までの期間。第3期は冬季パラリンピック長野大会の開催が決定した1991(平成3)年からパラリンピック長野大会が開催された1998(平成10)年までの期間。第4期が長野パラリンピックからスポーツ基本法が制定される2011年まで。そして第5期がスポーツ基本法成立以降である。

第1期 障害者スポーツの幕開け～1964東京パラリンピックのレガシー

第1期はわが国の障害者スポーツの振興の基礎となる組織が形成された時期である。聴覚障害者のための全日本ろうあ連盟、日本ろうあ体育協会や視覚障害者のための全日本盲学校体育連盟や日本盲人連合、そして東京パラリンピックを契機として設立された日本身体障害者スポーツ協会などの組織である。

これらの組織が基礎組織となって海外の大会への選手派遣や全国大会の開催、各地方での大会が開催されるようになった。視覚障害者の組織と聴覚障害者の組織は他の身体障害者のための組織に先行して設立し競技を振興した。これは、明治・大正期から学校教育の中でスポーツに取り組んでいたことが大きな要因であった。日本身体障害者スポーツ協会が設立されてからはそれぞれの独自性を保ちつつも日本身体障害者スポーツ協会と一体となって振興にあたるようになった。

1975(昭和50)年には日本車椅子バスケットボール連盟が設立されている。肢体不自由者の団体スポーツとしては当時、唯一の競技団体として、わが国の障害者スポーツをリードしてきた。

年	主なできごと	障害別スポーツの普及	組織団体大会	障害者スポーツセンター	指導者	競技記録	メディア
1928	全日本盲学校体育連盟						
1960	第1回夏季パラリンピック (イタリア)	視覚障害 聴覚障害					
1961	大分県で身体障害者体育大会開催 身体障害者スポーツ振興会設立						
1962	国際ストークマンデビル競技大会に選手派遣 岡山県で身体障害者スポーツ大会						
1963	日本ろうあ体育協会設立 国際身体障害者スポーツ大会運営委員会発足 厚生省社会局長通知「身体障害者のスポーツ振興について」 山口県で身体障害者スポーツ大会 東京パラリンピックに対する政府協力が閣議了解	身体障害					
1964	第2回夏季パラリンピック (東京)						
1965	国際身体障害者スポーツ大会運営委員会解散 日本身体障害者スポーツ協会設立 第1回全国身体障害者スポーツ大会 (岐阜)						
1966	障害者スポーツ指導者講習会始まる						
1967	第1回全国ろうあ者体育大会						
1968	第1回全国ろうあ者冬季体育大会 第3回夏季パラリンピック (イスラエル)						
1970	全国車椅子バスケットボール競技大会						
1972	全国身体障害者スキー大会 第4回夏季パラリンピック (西ドイツ)						
1973	全国身体障害者アーチェリー大会 都道府県障害者スポーツ協会設立について (日本身体障害者スポーツ協会会長)						
1974	大阪市障害者スポーツセンター開館						
1974	極東・南太平洋身体障害者競技連盟 (FESPIC) 設立						
1975	日本車椅子バスケットボール連盟設立 第1回FESPIC大会開催 (大分)						
1976	日本身体障害者アーチェリー連盟 第1回冬季パラリンピック (スウェーデン)						
1980	第5回夏季パラリンピック (トロント)						
1980	第2回冬季パラリンピック (ノルウェー)						
1984	第6回夏季パラリンピック (オランダ)						
1984	第3回冬季パラリンピック (ウィーン)						
1984	第7回夏季パラリンピック (英国・米国)						
1985	(財) 日本身体障害者スポーツ協会 公認障害者スポーツ指導者制度						
1988	第4回冬季パラリンピック (ウィーン) 第8回夏季パラリンピック (韓国)						
1991	長野パラリンピック大会開催決定 ジャパンパラリンピック開催始まる (陸上・水泳)						
1992	第1回全国精神障害者スポーツ大会 (ゆうあいびっく) 開催 第5回冬季パラリンピック (フランス) 第9回夏季パラリンピック (スペイン)	知的障害					
1993	ジャパンパラリンピック開催始まる (スキー) 障害者スポーツ指導者養成認定校制度始まる ジャパンパラリンピック開催始まる (アイススレッジホッケー)						
1994	スペシャルオリンピックス日本設立 第6回冬季パラリンピック (ノルウェー)						
1995	身体障害者スポーツ専門誌アクティブジャパン創刊						
1996	第10回夏季パラリンピック (米国)						
1998	第7回冬季パラリンピック (長野) ジャパンパラリンピック開催始まる (アーチェリー)						
1999	障害者スポーツ支援基金設立 障害者スポーツに関する懇談会 日本障害者スポーツ協会と名称および寄附行為の変更 日本パラリンピック委員会設立 日本障害者スポーツ協会が日本体育協会に加盟						
2000	第11回夏季パラリンピック (豪州)						
2001	第1回全国障害者スポーツ大会 (宮城)						
2002	第8回冬季パラリンピック (米国) 陸連規則改正により視覚障害者が陸連主催大会に出場可能に						
2003	日本障害者スポーツ協会が日本アンチドーピング機構に加盟 21世紀における障害のある人のためのスポーツ振興 パラリンピアンズ協会発足	精神障害					
2004	第12回夏季パラリンピック (ギリシャ)						
2006	第9回冬季パラリンピック (イタリア)						
2008	精神障害者バレーボールが全国障害者スポーツ大会正式競技に						
2009	障害者スポーツ支援基金国庫返納						
2010	第10回冬季パラリンピック (カナダ)						
2011	スポーツ基本法の成立	健常者との一体的な振興					
2012	スポーツ基本計画						
2013	東京オリンピックパラリンピック招致決定						
2014	障害者スポーツの所管が文部科学省に変更 文部科学省に障害者スポーツ振興室設置						

図1 わが国の障害者スポーツ界の変遷の概観
(各競技団体ホームページおよび各種資料より藤田作成)

1974（昭和49）年に設立された極東・南太平洋身体障害者競技連盟は翌年に第1回FESPIC大会を開催し、アジア・オセアニア地域の障害者スポーツの普及・振興をリードしてきた組織である。

障害者スポーツ専門の指導員を配置した障害者専用のスポーツ施設として大阪市障害者スポーツセンターが同じく1974（昭和49）年にオープンしている。障害者スポーツの普及・強化の拠点となる障害者スポーツセンターの第一号である。このあと、各地に障害者スポーツセンターが建設されるが、大阪市障害者スポーツセンターはそれらの施設のモデルとなった。

第2期 障害者スポーツの普及・拡大

第2期は1976（昭和51）年から1990（平成2）年までの期間である。この期間、それまで限られた数しかなかった各種競技大会が開催されるようになり、大会を主催する団体も設立された。チェアスキー、卓球、車いすマラソン、盲人マラソン、陸上競技、視覚障害者柔道、ダーツ、射撃などである。パラリンピック競技となっている個人競技中心に障害者が実施する競技に広がりが見られるようになった。この期間で最も特徴的なことは障害者スポーツの強化・普及の拠点となる障害者スポーツセンターが数多く造られていることである。1990（平成2）年までに全体の約8割の施設が設置されている。障害があってもスポーツ活動ができる場所がなければ、振興する術がない。その点、障害者がスポーツを実施できる場所が確保されるようになったことには大きな意味がある。こうした施設があつてこそこれまでになかった各種競技が実施できるようになったと考えられる。

しかし、これは、一般の体育・スポーツ施設では障害者がスポーツを実施できないことの裏返しでもある。障害者が障害のない人と分離され、スポーツにメインストリーミングされていないことの表れといえる。1964年東京パラリンピック前後に見られた障害者スポーツに関する新聞記事もほとんど見られなくなった。その意味で障害者ス

ポーツはこの時期、一般社会からは見えにくく、忘れられた存在であったといえる。

第3期 障害者スポーツの競技化～1998長野パラリンピック招致決定を受けて

第3期は1991（平成3）年から1998（平成10）年までの期間である。長野パラリンピック開催が決定した年から開催までの8年間である。第2期に引き続きこの間もパラリンピック採用競技を中心とした様々な競技団体が設立され、大会が開催されるようになる。特に、ウィールチェアラグビーやシッティングバレーボール、聴覚障害者ラグビーや電動車いすサッカーなど、これまで少なかった団体スポーツの競技団体が多く設立されている。

知的障害者のための全国レベルの大会も1992（平成4）年から、定期的に開かれるようになった。スペシャルオリックス日本が新たに立ち上がり、国内の知的障害者のスポーツ活動を推進し始めるのもこの時期である。さらに、長野パラリンピックには知的障害者も参加した。このように、知的障害者のスポーツ活動が活発になった時期でもある。

日本障害者スポーツ協会の公認障害者スポーツ指導者制度は1985（昭和60）年に確立し、中央だけではなく、地方においても障害者スポーツ指導者が養成されるようになった。1993（平成5）年以降は大学や専門学校等でも資格取得が可能となり、資格取得者が増えた。こうした障害者スポーツ指導者の資格取得者が大きく増加するのもこの時期の特徴の一つである。

1991（平成3）年からは競技力の向上とパラリンピック出場を目的にしたジャパンパラリンピックが開催されるようになった。長野パラリンピックの競技力強化とも相まって、大会への参加が目標ではなく、勝つこと、競技力の向上が目標とされるようになった。国内の競技団体の組織化が進むことによって海外に派遣される選手も予選での勝利やランキング上位にいることが条件となり、競技志向が高まり、競技レベルが向上した。

長野パラリンピックではこれまでほとんどなかった新聞報道が急増し、「パラリンピック」という言葉が広く認知され、注目されるようになった。

第4期 障害者スポーツの統合化と高度化～長野パラリンピックのレガシー

第4期は長野パラリンピック以降スポーツ基本法が制定されるまでの期間である。この時期は二つの統合化が進展している点の特徴である。一つは身体障害、知的障害、精神障害の三障害の統合化、もう一つは障害者のスポーツと障害のない人のスポーツの統合化である。

1998（平成10）年、長野パラリンピック後に厚生事務次官の私的懇談会として「障害者スポーツに関する懇談会」がもたれた。ここでは障害者が生活のなかでスポーツを障害のない人とともに楽しめるような環境整備、競技力向上のための体制作りそのための厚生省と文部省の連携、日本体育協会や日本オリンピック委員会との協力体制、障害者スポーツ支援基金等の活用といった指針が示された。翌1999（平成11）年、日本身体障害者スポーツ協会は日本障害者スポーツ協会へと改組、寄附行為を改正した。その後、日本障害者スポーツ協会は身体、知的そして精神障害の三障害を統合的に扱っていくことになる。

2001（平成13）年には、全国身体障害者ス

ポーツ大会と全国知的障害者スポーツ大会を統合した第1回全国障害者スポーツ大会が宮城県で実施された。さらに2008（平成20）年には精神障害者も出場するようになり、三障害がそろって参加する大会となった。

2000（平成12）年には日本障害者スポーツ協会が日本体育協会に加盟し、障害者のスポーツと障害のない人のスポーツの統合の端緒となった。同年に出された国のスポーツ振興基本計画では「障害者スポーツ活動を支援する観点から財団法人日本障害者スポーツ協会等の障害者スポーツ団体とも連携し、一般のスポーツ指導者が、障害者へのスポーツ指導を適切に行う能力を修得するための講習会を実施することも期待される」とあるように、障害者のスポーツを障害のない人のスポーツと一体的に普及していこうという姿勢がみられる。東京都では、教育委員会と障害福祉課に分かれていたスポーツ振興を2010（平成22）年よりスポーツ振興局の中で進めている。

競技面でも日本陸上競技連盟の競技規則改正（2002・平成14年）により、視覚障害者が伴走者と共に陸連主催のマラソン大会等に参加可能となる等、統合化の動きが見られた。

国際的にみると、2000（平成12）年、国際オリンピック委員会と国際パラリンピック委員会の間で正式に協定が結ばれ、オリンピック開催都市においてオリンピックに引き続きパラリンピックを開

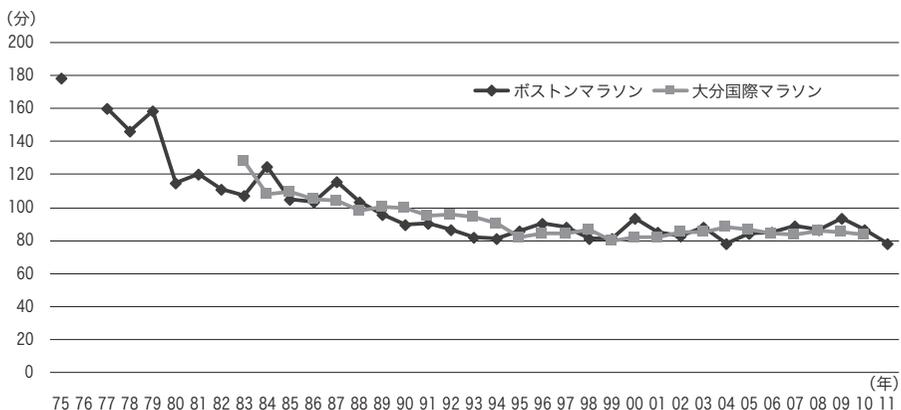


図2 ポストンマラソン（車椅子の部）および大分国際車いすマラソン男子 T34/53/54クラスの優勝記録の変遷

催すること、国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee：IPC）メンバーからの国際オリンピック委員会（International Olympic Committee：IOC）委員選出などが約束されている。これを契機にパラリンピック組織委員会はオリンピック組織委員会が兼ねるなどの統合化が図られている。IOCはこれら統合化の条件として、パラリンピック大会におけるクラス数の削減とメダルの価値の向上をあげており、パラリンピックにおける競技の高度化が指針づけられた。

このほかこの時期の特徴として、競技水準が上がり競技の高度化がみられること（図2参照）、東京パラリンピック後とは違い、新聞報道においては長野パラリンピック以来、報道量が保たれていること、そして、スポーツ面での記事掲載が多くなったことをあげることができる。

第5期 スポーツ施策としての障害者スポーツ振興～スポーツ基本法と2020東京パラリンピック招致

そして、第5期は、2011（平成23）年にスポーツ基本法が制定されて以降、今日に至るまでである。我が国の障害者スポーツの振興施策のパラダイムが大きく変わった時期である。障害者スポーツをスポーツ施策の一環として障害のない人のスポーツとともに普及、振興するようになったことが一番の特徴である。

スポーツ基本法の基本理念の一つとして「スポーツは障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた必要な配慮をしつつ推進されなければならない」「スポーツは、わが国のスポーツ選手（プロスポーツ選手を含む。以下同じ）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を取めることができるようスポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、推進されなければならない。」

と障害者スポーツの振興に言及している。その翌年出されたスポーツ基本計画ではスポーツ基本法に沿って障害者スポーツの振興が進められるよう様々な施策が盛り込まれた。その一つとして、2012年以降文科省の事業として、「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業」が進められている。

2013年には2020東京オリンピック・パラリンピック招致が決まり、にわかにパラリンピックを含む障害者スポーツは様々なメディアでも注目されるようになった。そして2014年4月以降、リハビリテーションに関わる一部を除き、障害者スポーツの所管が厚生労働省から文部科学省に移行した。このことは障害者の社会参加と生活向上のための障害者スポーツ施策から、スポーツとしての普及、強化、振興のための障害者スポーツ施策への大きなパラダイム変換を意味している。現在、2020東京パラリンピックに向けて、一般競技団体と連携しての強化拠点づくりや強化指針、障害者のスポーツ参加促進、スポーツ推進委員との連携による障害者スポーツの普及のための事業が文科省の事業として進められている。

障害者スポーツの政策的課題

このように、障害者スポーツを取り巻く環境が大きく変わろうとしている状況下での障害者スポーツの普及および強化の課題として、次の二点があげられる。第一は地域において、障害のある人をどうスポーツに導くかである。特別支援学校を卒業した障害者をどう生涯スポーツへと導くか、一般学校に在籍する障害児をどう地域のスポーツに導くのか、リハビリテーションを終えた障害者をどうスポーツの場に導くのかという課題である。特別支援学校に在籍する障害児は比較的障害が重いと考えられる。そうした子どもたちが実施できるスポーツを提供するとともに、学校卒業後もスポーツに親しめる環境づくりが重要である。さらに、こうした子どもたちは居住地の近くで一緒にスポーツを行う仲間がいない場合が多い。地域のスポーツクラブや子ども会、学童保育等でど

のように障害のある子どもたちを受け入れていくかを考える必要がある。

第二は、東京パラリンピックを控え、障害者スポーツをどう強化するかという課題である。障害者の競技スポーツ人口は障害のない人のスポーツ人口に比べて著しく少ないことから、その土台となる競技団体は組織として非常に脆弱である。このことは国立大学法人神戸大学 (2014)、ヤマハ発動機スポーツ振興財団 (2014) の報告書からも明らかである。したがって一般スポーツと同じように強化費を予算化したとしてもその効果が十分上がらないことが予想できる。同じ理由から競技指導者の養成や選手発掘、強化システムも十分とは言えない。競技団体をどう支援するのか、コーチや選手の身分を安定させどう強化していくのかは東京パラリンピックの成功のためにも考えなくてはならない課題である。

これら二つの課題をクリアしていくためのキーワードの一つが「障害のない人のスポーツとの連携」である。障害のある人のスポーツが文科省において障害のない人のスポーツと一体的に振興されるようになった今だからこそ可能なことである。地域の総合型地域スポーツクラブや子ども会、学童保育等で障害のある子どもを受け入れていくためにはスポーツ推進委員や障害者スポーツ指導者、体協や障害者スポーツセンター、社会福祉協議会等が連携して課題に取り組む必要がある。また、競技強化に関しては障害のない人のスポーツ競技団体と連携し、人や情報が交流できるようになることが重要である。

紙幅の都合で詳しく述べることはできないがこれらの課題解決の一つの方策として、体育教員養成において障害者スポーツに関する授業を必修化することを提言する。特別支援学校や一般学校での体育、地域のスポーツ振興において体育教員免許取得者の果たす役割は大きい。しかしながら、現在障害者スポーツに関する授業は教員養成課程において必修化されていない。2000年以降に設置された私立大学の体育・スポーツ系学部の多くはこうした授業を設定しているものの選択科目で

あるため履修者は多くない。そして、地域の教員養成の重要な役割を担っている国立系大学の教員養成学部の多くは障害者スポーツに関する授業が設定されていないのが現実である (藤田ら 2014)。理学療法士や作業療法士、医師の養成においても同様のことが言えるが、まずは体育教員養成において障害者スポーツ関連授業を必修化することを提言したい。

3. 障害者スポーツの研究の動向

障害者のスポーツに関する研究は医療、福祉、教育、社会等様々な分野で行われており、まさに学際的研究分野と言える。いずれの分野の研究も実践科学的であることが特徴である。医療の分野における障害者の体力トレーニングに関する研究、教育分野におけるインクルーシブ体育の研究などはその代表的な研究である。ここでは筆者の研究分野である社会科学分野における研究動向について述べる。

近代スポーツ論と障害者スポーツ

日本において障害者スポーツを題材とした社会学的研究が発表され始めるのは1990年代後半になってからのことである。この時期は長野パラリンピック開催が決まり、スポーツとしての障害者スポーツが意識され始め、障害者スポーツの統合化が動き始める時期である。また、一般スポーツにおいて行き過ぎた商業主義や勝利至上主義、そして、ドーピング問題など近代スポーツの影の部分がクローズアップされていた時期とも重なる。

このような状況にあって藤田 (1999) は近代スポーツのオルタナティブとしてアダプテッド・フィジカル・アクティビティの可能性について述べている。近代スポーツが効率化/身体の再編/他者との差異化/相対的評価という特徴を持つのに対し、アダプテッド・フィジカル・アクティビティは非効率的/スポーツの再編/個人化/絶対的評価という特徴を持っていること。より速く、より高く、より強いことや美しくあることとは違う

多様な価値がスポーツにはあることについてふれ、スポーツのもう一つの楽しみ方、近代スポーツを乗り越える可能性について言及した。また、障害学における知見をもとに、スポーツの持つ価値の多様化による統合の可能性について言及している。

松尾（2005）はスポーツがすべての人に開かれていると言いつつ実際は障害者を排除してきたことに触れ、障害者スポーツへの関心が高まるのがこうした状況を変えていく契機として重要であることを述べている。さらに障害者スポーツが社会的に承認されるためには相対的自立性の獲得が必要であること。そのためには障害者スポーツは「すごい」というメッセージを送り続けること、リバースインテグレーションにより障害者スポーツをスポーツへと再カテゴライズさせること、現在、正統と認められている健常者のスポーツの世界で障害者が活躍することをあげている。この意味で世界陸上のオアスカ・ピストリウスはまさに健常者のスポーツの世界で活躍しているのだが、状況は社会的承認と排除の間の微妙な状況にあると言える。

渡（2005）は藤田の議論が障害者スポーツを通じてスポーツを論じたものであり、障害者自身や障害者／健常者という枠組みを論じていないことを指摘している。そこで、車椅子バスケットボール選手のインタビューを通じて彼らが車椅子バスケットボールを「スポーツ」として捉えていること。「障害者／健常者」のカテゴリーの中で選択的にずらし「にせものの障害者」という位置に置き自らを説明していることを明らかにした。また渡（2007a）は1964東京パラリンピックにより障害者はいないものとされていた「作為的無関心」から見てないふりをする「儀礼的無関心」の対象となり、さらに長野パラリンピック時のメディアが発していた「同じ人間の行うスポーツ」というメッセージは実は障害に関心があるふりをする「儀礼的関心」であることの可能性を指摘した。そして「障害者と健常者の身体」の差異にこだわって記述を行い、障害者スポーツの「固有性」を

当事者の実践から論じることが必要性であるとしている。そして、車椅子バスケットボールには競争があるからこそ持ち点制による選手の役割分担が生じ、そこに面白さが生まれることを指摘し、競争を否定することなく近代スポーツを乗り越えることの可能性について述べている（渡：2007b）。

河西（2010）は渡と同様の問題意識から、障害者と健常者が一緒にスポーツを行うことで統合や同じ人間としての理解が進むというほど単純なものではないと指摘している。健常者と障害者がどのように理解し合うか。どうすれば違わない存在かを議論することなく両者が一緒にスポーツを行うことで身体的差異が顕在化し、「健常者／障害者」というカテゴリーが再生産され障害者を排除していた「近代」のイデオロギーが強化されるとしている。河西は個人の身体が開かれ自他ともに含まれる全体へと融解していくようなコミュニケーションが生起する「開かれた身体」の概念を用いてこれを乗り越えようと試みている。車椅子バスケットボールにおいては「持ち点制」を採用することでチームメンバーの役割の相互承認が行われる。これにより、「障害を持つ身体」の意味付けがそれに適したチーム内での「役割」と変容し、「開かれた身体」へのプロセスとなると言及している。

渡辺（2005）によれば、近代スポーツは近代社会の価値である「力強さ」や「成果の競争」を目的としており、その手段となる身体活動の様式は科学により洗練されたものとなっている。しかし、一人一人が違った身体条件の身体障害者がスポーツを行おうとすると障害のない人とは違う方法で創造的に行わなくてはならない。「身体に障がいのある人は、残された機能を呼び覚まして、新しい回路を求めなければならない。この回路を作り出すことこそ障がいのある人固有の再生のシステムである。障がいのある人のスポーツから生み出される多様な技能からは、行動を促す深奥の柔軟な衝動が豊かな身体表現の源泉となっている」（p. 55）とあるように、そこにあるのは合理

的な近代的身体とは違い創造的な自然身体だとしている。障害者の身体技法は、健常者のそれとは明らかに異なるが、そうした様々な技法や様式との関係性を形成することが社会を多様で豊かにする新しい見方や価値を発見するための原理であるとしている。この身体障害者の創造的な自然身体に注目し、近代スポーツを克服し新たなパラダイムを構築できる可能性がここにあるとしている。

阿部ら (2001) は障害者スポーツにおけるクラス分けが「障害」を何かできないことがあるというマイナスの意味からスポーツに参加するための「参加資格」としてのニュートラルなものに意味付けし直されるとしている。そして「障害」を個人を規定するものではなく、個々の障害者が各種の場面での物語作り等に活用可能な資源として捉え、障害者スイマーの証言から「障害」が彼らの日常生活の中で有効かつ戦力的に使われていることを指摘している。

これらの研究のうち、「統合」について言及したものの多くはこれまでスポーツの舞台に登場することのなかった障害者をスポーツの世界にどう受け入れていくのか、受け入れに際しては障害者も健常者も同じ人間であることが前提であり、そのことをどう説明すべきか、という点に関心が向けられている。藤田は障害者スポーツの統合化について、スポーツの価値の多様性が担保されることで障害者のスポーツもその中で統合が可能であることを指摘している。渡と河西はとりわけスポーツの現場で障害者と健常者が一緒にスポーツを行うことで統合が可能となるという短絡的な発想に警鐘を鳴らしている。このうち渡はメディア分析を通して「同じ人間」、「同じスポーツ」という言葉のうちに「儀礼的関心」があることを指摘している。障害者スポーツ研究のためには障害者そのもの、障害者スポーツそのものの記述が重要であることを指摘し、研究成果を蓄積している途上である。

ここにあげた研究成果はドーピングや行き過ぎた勝利至上主義等により行き詰まりを見せていた近代スポーツを乗り越えるものとして、障害者ス

ポーツに注目している。藤田は近代スポーツを相対化し、スポーツに他の楽しみ方や価値があることを指摘することで乗り越えようとし、渡は障害者のスポーツ参加に特徴的なクラス分けや持ち点制が加わることで近代スポーツの核となる「競争」のもとに新たなスポーツの面白さが加わり、近代スポーツを乗り越えられるとしている。河西は渡と同様の論理の展開ながらまさにスポーツの現場で、障害者と健常者がともに体験する「開かれた身体」に注目し、これまでのスポーツ実践では見られなかった身体の可能性について言及している。渡辺は特に、障害者の身体に注目し、障害者がオリジナルでユニークな身体がスポーツを実施する時に体験する創造的な身体、効率性や規律性といった近代的価値に拘束されていない自然身体が近代スポーツを乗り越える手段となることを指摘している。いずれにしても近代スポーツと障害者スポーツを対峙させつつスポーツの新たな可能性を追求しようとするものである。

障害者のスポーツへの社会化論および地域における障害者スポーツ

日本での障害者のスポーツへの社会化研究の多くは社会学習理論および社会的役割—社会システムアプローチをベースにしたものである。藤田ら (1996) は全国身体障害者スポーツ大会出場者を対象としたアンケート調査結果から障害のある人の場合、友人それも、同じように障害のある友人の影響を受けている人が多いことが明らかにしている。同性の兄弟姉妹や親から影響を受けることが多い障害のない人のスポーツ社会化過程と大きく異なる点だといえる。しかしながら、この結果はまた、社会化される人が、自己の身体的状況に近い人を役割モデルとするとしてきたという点では共通すること、地域社会でのスポーツ環境の悪さが障害のある人のスポーツへの社会化過程を規定していることに言及している。

インタビュー調査など質的研究としては藤田 (1998) や吉田 (2007)、吉田ら (2009) の研究がある。藤田は障害者のスポーツへの社会化には時

間経過とともに複数のエージェントが重層的に影響を及ぼしていることや文化・制度や社会化状況のコンテクストが関連していることを明らかにしている。

吉田及び吉田らは車椅子バスケットボール男性選手へのインタビュー調査をもとに後天的障害者のスポーツへの社会化の特徴について言及している。受傷後、スポーツを始めるまでの準備局面において、選手は母親や友人といった重要な他者の支えと同時に本人の前向きな態度が相俟って障害を乗り越えていたこと、スポーツに関わり始める主要局面においてはチームの先輩などの誘いや支援、スポーツを楽しもうとする気持ちやスポーツを通じての自信や向上心といった肯定的な気持ちの影響が大きいことを明らかにしている。また、スポーツへの社会化を遂げることで障害による困難を克服していった例にも触れている。

地域における障害者スポーツに関する研究としては後藤（2010）、奥田（2007, 2009）、安井（2008）、松尾ら（2009）、山田（2010）、井上ら（2010）などの研究がある。

後藤は藤田や吉田らの社会化研究は障害者が制度化されたスポーツに参加する局面だけを考察の対象とし、障害とスポーツの関係に問題が焦点化されるため、地域で暮らしている生活者としての障害者の実態が看過されていること指摘し、地域で暮らす障害者がスポーツとどのように出会うかについてフィールドワークをもとに明らかにした。障害者は地域全体の中では移動性が低く下層に位置づくことが多いこと、スポーツを実施している障害者は障害者全体の中では上層に位置し、公共化志向が強いとしている。障害者スポーツの実践に関しては「階層性」「移動性」「公共性」の影響があること、障害者のスポーツとの出会いに関しては「主体の行為力の差異」「偶発的出来事」「現実的な生活レベルでの人間関係の存在」が関係していることを明らかにしている。

奥田（2007）は富山県内の総合型クラブに対して障害者の参加状況、障害者が参加可能となるための課題を問うアンケート調査を実施した。会員

に障害者のいるクラブが25%あったこと、総合型クラブは障害者の参加を想定した事業を積極的に展開するというよりも、障害者の参加が明らかになった時点で必要な配慮をする傾向にあること、また、特別な配慮がなくても参加できる程度の障害者を受け入れる傾向があるとしている。障害者が参加するための課題として障害者スポーツ指導者の確保、ハード面の充実、福祉施設・機関・特別支援学校との連携が必要だとクラブが認識していること、障害者の受け入れにより消極的なクラブではクラブ内の合意形成や障害者のニーズの把握が課題だと認識されていることを指摘している。また、奥田（2009）はドイツの医療保険制度を利用したスポーツクラブ経営について報告している。この制度がスポーツクラブにとっても参加する障害者や疾病を持った人にとっても費用面で有用なことから我が国でも一考に値する制度であることに言及している。

安井（2008）もドイツのスポーツクラブに注目し、スポーツクラブにおける障害者の参加状況からみて、健常者限定型、障害者受入れ型、障害者限定型、完全統合型、同一クラブ内併置型、同一クラブ内部分統合、障害者のクラブ・統合型のクラブを含む総合型クラブ、障害者のクラブを主体にした総合型クラブの8種類の運営形態があることを指摘し、その事例について紹介している。

松尾ら（2009）および山田（2010）は全国の総合型クラブの全国調査から障害者がクラブのメンバーとして所属しているクラブが17.8%あること、障害者のいないクラブと比較すると、複数クラブを統合して設立したクラブが多いこと、常勤事務局員がいるクラブや指導者に手当を支給しているクラブが多いこと、地域の課題解決への取り組みが積極的に行われていることを報告している。また、山田（2010）は障害のある子とない子が混在する総合型クラブでのフィールドワークを行っている。そこでは障害の有無による意識面のバリアを可視化させそれを乗り越えていく試みが意識面でのバリアフリー化のプロセスとして注目されること、クラブの指導者たちが、個々人の成

長をベースにした評価の多様性を重視している点を指摘している。

井上ら (2010) は全国の都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ協会に対する調査から、障害者スポーツ協会に対する総合型クラブに関する情報提供が不十分であること、また、多くの障害者スポーツ協会が総合型クラブに障害者スポーツを積極的に取り入れることを望んでいることを明らかにした。そのために総合型クラブがインシアチブをとり、障害者スポーツ協会に働きかけていくことが必要であることに言及している。

障害者のスポーツへの社会化研究や地域における障害者スポーツの研究はいずれも障害者のスポーツ参加の保障に動機づけられたものといえる。スポーツへの社会化研究では障害者のスポーツ参加を阻んでいるもの、障害者のスポーツ参加を促進させる要因、障害のない人の社会化との違いに注目することで障害者がスポーツの世界に登場できる環境と条件を明らかにしていこうとするものである。地域における障害者スポーツ研究ではそうした条件を直接的に明らかにし、実践につなげていこうとするものといえる。

さて、ここまで近代スポーツ論と障害者スポーツ、障害者のスポーツへの社会化、地域における障害者スポーツに関する研究成果を見てきた。これらの研究は障害者スポーツの変遷の事実をどう理解し、説明するのかということ、そして、障害者をスポーツの舞台にどう引きあげるかということに関心が向けられてきたといえる。

しかし、この分野の研究は今現在、障害者スポーツの現場で起きていることに追いついていない現実がある。義足ランナーが健足ランナーと競技することは平等なのか不平等なのか。人間の多様性を認めれば、平等が前提の近代スポーツにおける競争性の否定にもなりかねない。それでも競争することの意義は何か。スポーツ社会学の分野で障害者スポーツが研究し始められてまだ15年ほどしかたっておらず、研究の緒についたばかりで蓄積は少ないと言わざるを得ない。また、障害者の数だけ障害のパターンがあるといわれるほど障

害者の身体は多様で、数量化したデータを得ることが非常に難しく、研究業績を上げにくい領域でもある。個人史の利用など質的な研究が多いのもそうしたことが影響しているものと思われる。しかしながら、障害者スポーツの研究はそれ自体が人間の多様性を知る営みと言える。一つ一つの事例を積み重ねていくことが幅広い人間像の形成につながり、これまで限られた人たちにのみ好まれ、実践されてきたスポーツがより幅広い人々の実践へと広がり、かつ、スポーツの可塑性や汎用性、新たな価値の発見へとつながるものと考えられる。

文献

- 阿部千恵子・榎田美雄・岡田光弘 (2001) : 「資源としての障害パースペクティブの可能性—障害者スポーツ (水泳) 選手へのインタビュー調査から」, 年報筑波社会学 13, 17-51.
- 阿部崇 (2007) : 「雑誌「The Cord」に見るグットマンの導入したスポーツの変容—アーチェリーに焦点を当てて—」, 障害者スポーツ科学 5, 32-40.
- 藤田紀昭 (1998) : 「ある身体障害者のスポーツへの社会化に関する研究」, スポーツ社会学研究 6, 70-83.
- 藤田紀昭 (1999) : 「スポーツと福祉社会—障害者スポーツをめぐる」, 井上俊・亀井佳昭編『スポーツ文化を学ぶ人のために』, 世界思想社, 283-298.
- 藤田紀昭 (2013) : 『障害者スポーツの環境と可能性』, 創文企画.
- 藤田紀昭・高橋豪仁・黒須充 (1996) : 「身体に障害のある人のスポーツへの社会化に関する研究—第31回全国身体障害者スポーツ大会出場者を対象として」, 日本福祉大学研究紀要 96, 第1分冊福祉領域, 65-94.
- 藤田紀昭・金山千広・河西正博 (2014) : 「保健体育教員免許の取得可能な大学における障がい者スポーツ関連科目の実施状況に関する研究」, 同志社大学スポーツ健康科学 6, 29-37.
- 後藤貴浩 (2010) : 「生活者としての障害者とスポーツ」, スポーツ社会学研究 18(2), 67-78.
- 金澤貴之・榎田美雄・岡田光弘 (2003) : 「障害者スポーツはなぜ「面白い」のか?—聾者バレーボールにおけるコミュニケーションの編成」, 群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編 52, 449-459.
- 北野与一 (1996) : 『日本心身障害者体育史』, 不昧堂出版.
- 国立大学法人神戸大学 (2014) : 『文部科学省委託調査 ト

- ップアスリートの強化・研究活動拠点のあり方に関する調査研究（パラリンピック競技における選手、指導者および競技団体のニーズ調査並びに諸外国の情報収集業務等報告書）。
- (公財)ヤマハ発動機スポーツ振興財団（2014）：『我が国のパラリンピアンを取りまくスポーツ環境調査』。
- 松尾哲矢（2001）「スポーツの公共性と総合型地域スポーツクラブ」, 日本スポーツクラブ協会編『スポーツクラブ白書2000』, 厚有出版, 115-117.
- 松尾哲矢（2005）：「障害者スポーツとコミュニティ」, 岡田徹・高橋紘士編『コミュニティ福祉学入門—地球の見地に立った人間福祉』, 有斐閣, 169-181.
- 松尾哲矢・谷口勇一・山田力也（2009）：「総合型地域スポーツクラブ」にみるアミューズメント形成の可能性—障がい者の加入をめぐる—, 立教大学アミューズメント・リサーチセンター, 総合型地域スポーツクラブの活動状況に関する調査報告書, 67-76.
- 奥田睦子（2007）：「総合型地域スポーツクラブへの障がい者の参加システム構築のための調査研究—障がい者の参加状況と受け入れ体制の構築に向けたクラブの課題」, 金沢大学経済論集42, 157-185.
- 奥田睦子（2009）：「事業型非営利組織としての総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加の社会的仕組みの検討—ドイツにおける医療保険制度の活用に着目して」, 金沢大学経済論集30(1), 291-311.
- 柴田幸男・竹内敏子・小林義雄（2003）：「国際障害者スポーツムーブメントと日本知的障害者卓球大会の一考察」, 中京大学教養論叢44(1), 227-263.
- 高橋明（2004）：『障害者とスポーツ』, 岩波書店.
- 渡辺浩美（2006）：「障害者スポーツの社会的可能性」, 21世紀社会デザイン研究5, 135-144.
- 渡部憲一（2005）：『身体障がいとジェンダーにスポーツを読む』, 高菅出版.
- 渡正（2005）：「「健常者／障害者」カテゴリーを揺るがすスポーツ実践—車椅子バスケットボール選手の語りから」, スポーツ社会学研究13, 39-52.
- 渡正（2007a）：「障害者による儀礼的関心の構築—1970年代の「運動」とパラリンピックの表象」, 千葉大学文化論叢8, 106-193.
- 渡正（2007b）：「車椅子バスケットボールの「固有性」と「可能性」—構成的ルールとしてのクラス分けと「面白さ」」, スポーツ社会学研究15, 25-38.
- 渡正（2008）：「パフォーマンスとしてのスポーツ—車椅子バスケットボールにおけるルール, ゲーム」, 環境—千葉大学大学院人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書144, 橋本裕之編『パフォーマンスの民族誌的研究』, 121-138.
- 渡正（2010）：「パラリンピックの表象実践と儀礼的関心」, 橋本純一編『スポーツ観戦学—熱狂のステージの構造と意味』, 世界思想社, 230-251.
- 渡正（2012）：『障害者スポーツの臨界点車椅子バスケットボールの日常の実践から』, 新評論.
- 山田力也（2010）：「「つながり」の形成とコミュニティへのまなざし—総合型地域スポーツクラブへの障がい児・者の所属をめぐる—」, 松田恵示・松尾哲矢・安松幹展編『福祉社会のアミューズメントとスポーツ—身体からのパースペクティブ』, 世界思想社, 220-234.
- 安江末雄（2001）：「ゆうあいピック岐阜大会を終えて」, JSAD SPORTS 2月号, 15-16.
- 安井友康（2008）：「ドイツ・ベルリン市州における障害者の地域スポーツ活動」, 障害者スポーツ科学6(1), 40-50.
- 読売新聞（1964）：「社説・パラリンピック支援を」, 読売新聞1964年11月1日（日刊31632号）, 1.
- 吉田毅・中島千恵子（2007）：「後天的身体障害者である元Jリーガーの車椅子バスケットボールへの社会化過程—困難克服の道筋に着目して」, 東北工業大学紀要Ⅱ人文社会科学編27, 19-27.
- 吉田毅（2009）：「後天的身体障害者のスポーツへの社会化の諸相」, 東北工業大学紀要Ⅱ人文社会科学編29, 47-56.
- 吉田毅（2013）『競技者のキャリア形成史に関する社会学的研究—サッカーエリートの困難と再生のプロセス』, 道和書院.
- 財日本身体障害者スポーツ協会（1985）：『創立20年史』.
- 財日本障害者スポーツ協会（2013）：『障害者スポーツの歴史と現状』.